

特定建設作業についての規制 作業開始7日前までに届出る

■特定建設作業についての勧告に係る基準

区分	特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	作業ができない時間		1日当りの作業時間		同一場所における作業期間		日曜休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
	75デシベルを超える大きさのものをでないこと	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10時間	14時間	連続6日		禁止

第1号区域…指定地域のうち、第2号区域以外の区域

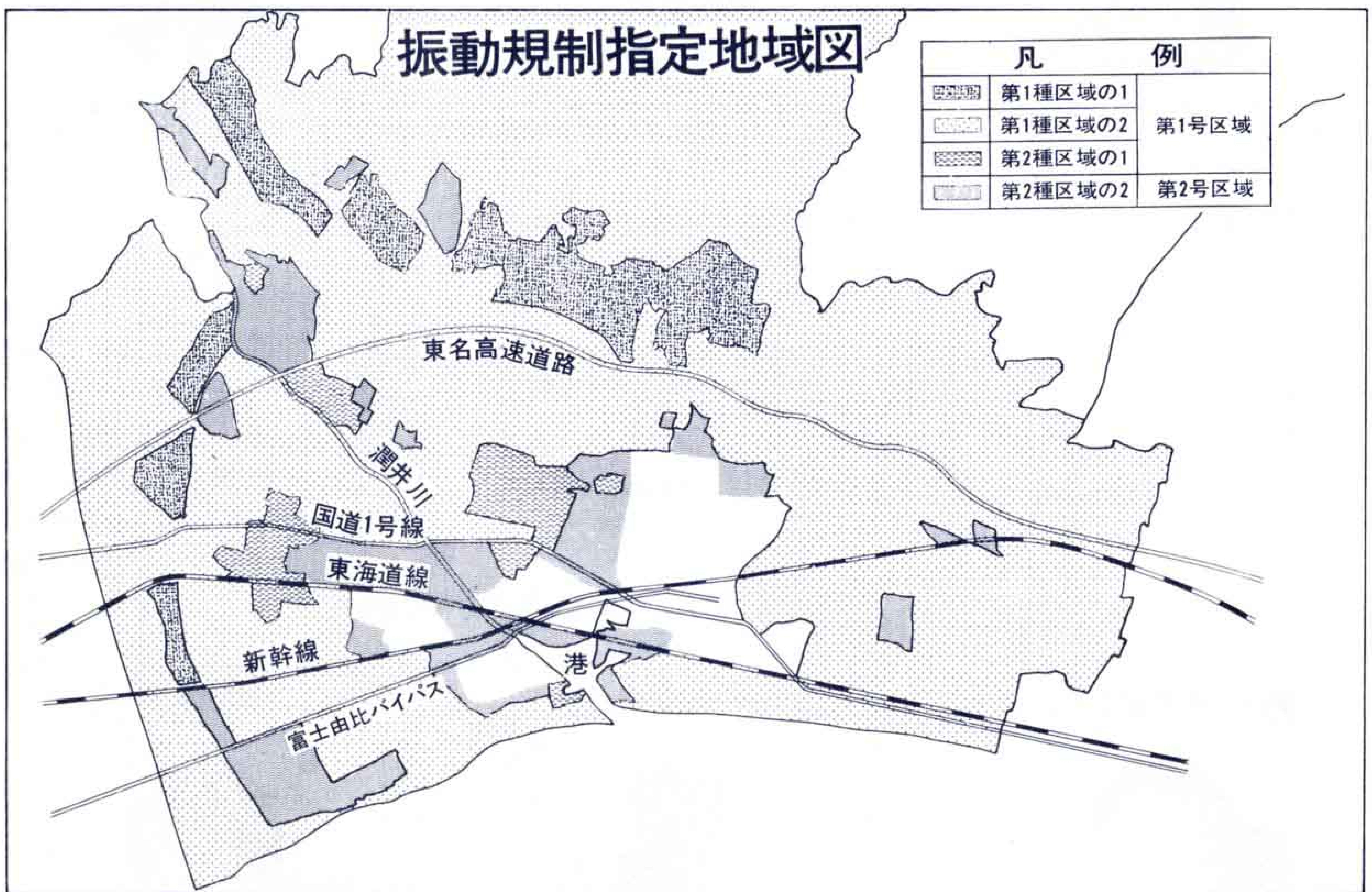
第2号区域…第2種区域の2のうち、学校、病院等からおおむね80m以内の区域を除いた区域

つぎの特定建設作業をする場合は作業開始の7日前までに届出が必要です。

《特定建設作業》

- ・くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
- ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・ブレーカーを使用する作業

特定建設作業に伴って発生する振動についての基準は左の表のとおり定められています。



市長選挙・市議会議員補欠選挙について

- 立候補予定者説明会 12月7日(水) 午前10時
市役所8階第1会議室
- 告 示 12月15日(木)
- 立候補届出期間 12月15日(木) 16日(金) の
午前8時30分から午後5時まで
市役所8階第1会議室
- 市長選挙立会演説会 12月19日(月) 午後6時30分
から富士文化センターホール
12月20日(火) 午後6時30分
- 投 票 日 12月25日(日)
午前7時から午後6時まで
(但し勢子辻は午後4時まで)
- 投票の順序 市長選挙の投票が先、次に
市議会議員補欠選挙の投票
- 開 票 12月25日(日) 午後8時
市立体育館